

介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度に係る取扱い誓約書

年 月 日

(あて先) 笠松町長

所在地

名称

代表者氏名

印

笠松町介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度実施要綱第6条の規定による受領委任払いの取扱いを届け出るに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 住宅改修又は特定福祉用具の販売(以下「住宅改修等」という。)に関しては、関係法令及び笠松町介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度実施要綱(以下「要綱」という。)等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を行うに当たっては、当該被保険者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、笠松町介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。
- 3 正当な理由なく、笠松町介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度の利用を拒まないこと。
- 4 住宅改修等にかかる費用については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者から受けるものとし、これを減額し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- 5 住宅改修等に関する記録を整備し、住宅改修の完了又は特定福祉用具の販売の日から2年間保存すること。
- 6 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を漏らさないこと。また、事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を職員との雇用契約の内容とすること。

(裏面)

- 7 笠松町介護保険住宅改修費等の受領委任払い対象事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱様式第4号にて町長に届け出ること。
- 8 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、又は再開する場合には、速やかにその旨を要綱様式第5号にて町長に届け出ること。
- 9 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある団体でないこと。